

第二百一回 参議院総務委員会会議録第七号

令和二年三月二十四日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十三日

辞任

磯崎 仁彦君

加田 裕之君

西田 実仁君

補欠選任

野上浩太郎君

森屋 宏君

高橋 光男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

若松 謙維君

徳茂 雅之君

堀井 巖君

江崎 孝君

森本 真治君

山本 博司君

委員

石井 正弘君

進藤金日子君

滝波 宏文君

二之湯 智君

野上浩太郎君

長谷川 岳君

松下 新平君

三浦 靖君

森屋 宏君

山本 順三君

小林 正夫君

難波 樊二君

増子 輝彦君

吉川 沙織君

吉田 忠智君

高橋 光男君
片山虎之助君
柳ヶ瀬裕文君
伊藤 岳君

国務大臣
総務 大臣 高市 早苗君

副大臣
総務 副大臣 長谷川 岳君

大臣政務官
総務大臣政務官 斎藤 洋明君

事務局側
常任委員会専門員 佐藤 研資君

本日の会議に付した案件

○市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(若松謙維君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、西田実仁君、加田裕之君及び磯崎仁彦君が委員を辞任され、その補欠として高橋光男君、森屋宏君及び野上浩太郎君が選任されました。

○委員長(若松謙維君) 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。高市総務大臣。

○国務大臣(高市早苗君) 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう、市町村の合併の特例に関する法律の期限を十年間延長しようとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

市町村の合併の特例に関する法律の有効期限を令和十二年三月三十一日まで延長するとともに、関係法律について所要の改正を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(若松謙維君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時一分散会

三月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律

市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(国民健康保険法及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正)

第二条 次に掲げる法律の規定中「平成三十二年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

一 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)附則第二十三条

二 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第四百七十七号)附則第三条

(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第十九条(見出しを含む。)中「附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」を削る。

(地方自治法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 地方自治法等の一部を改正する法律平成二十九年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)」を付する。

第五条の見出しを削り、同条中「附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」を削る。

附則第一条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第二条第六項中「附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」を削る。

附則第五条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置」を付する。

附則第六条の見出しを削り、同条中「附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」を削る。